

東浦町 ボランティア 活動支援交付金

申請受付期間

2026.4.1.～2026.9.30



最大
10万円



◆東浦町ボランティア活動支援交付金とは

ボランティア・NPOが東浦町内で行う事業に対して、最大10万円を交付するものです。

◆対象になる団体は？

東浦町総合ボランティアセンター「なないろ」に登録しているボランティア（個人・団体）、NPOが対象です。

◆どんな事業が対象？

- ・地域の公共的な課題を解決するための事業
- ・地域の実施団体などにおける人材の発掘又は育成に関する事業
- ・地域情報の収集又は発信に関する事業
- ・コミュニティ組織の強化又は地域のネットワーク化に関する事業が対象です。具体的な例は裏面をご覧ください。



◆申請の方法は？

申請書と添付書類（事業計画書、収支予算書、規約など団体の概要がわかる資料）を、住民自治課へ提出してください。詳しくは裏面をご覧ください。

◆何回申請できる？

同一事業での交付は、1回限り。ただし、継続事業については3回（1年度1回）まで。

■問い合わせ先

東浦町役場 地域創造部 住民自治課
9:00～16:00/月曜～金曜（祝日を除く）

詳細は裏面へ



☎ 0562-83-3111 ✉ juminjichi@town.aichi-higashiura.lg.jp

🌐 <http://www.town.aichi-higashiura.lg.jp>

東浦町ボランティア活動支援交付金 実施の流れ

センター登録

- ボランティア活動支援交付金への申請は、総合ボランティアセンター「なないろ」に登録しているボランティア（個人・団体）、NPO法人が対象です。

申請書の提出

- 申請書と添付書類（事業計画書、収支予算書、規約など団体の概要がわかる資料）を、住民自治課へ提出してください。
- 申請書の様式は、総合ボランティアセンター「なないろ」や住民自治課の窓口でお渡ししているほか、東浦町ホームページからもダウンロードできます。

交付決定

- 提出された申請書を審査し、交付・不交付を決定します。
- 請求書が提出された後、交付金を支払います。

事業実施

- 交付決定後、事業計画に沿って事業を行ってください。

実施報告

- 事業完了から30日以内に、実績報告をしてください。

◆対象となる事業の例

- 地域の公共的な課題を解決するための事業
（たとえば…外国人の支援事業、子どもの貧困対策、高齢者・障がい者の支援、移送支援）
- 地域の実施団体などにおける人材の発掘又は育成に関する事業
（たとえば…新たな担い手の養成講座・セミナーの開催、スキルアップ研修）
- 地域情報の収集又は発信に関する事業
（たとえば…調査・アンケートの実施、広報誌・情報誌の発行）
- コミュニティ組織の強化又は地域のネットワーク化に関する事業
（たとえば…イベント・企画の開催、地域住民の集いの場の開催）

◆交付金を充てることができる経費の例

講師への謝金、協力者への謝礼金、消耗品、車の燃料費、チラシなどの印刷代、郵便料金、保険料、会場使用料、事務所の賃借料、活動に必要な備品の購入費 などに使うことができます。